



平成 27 年 9 月 25 日

「貿易保険を農産物の海外輸出に適用する取組み」について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、独立行政法人日本貿易保険（理事長 板東 一彦、以下「NEXI」）との貿易保険業務委託契約に基づき、西日本地区での NEXI 提携地域金融機関において初めてとなる「貿易保険を農産物の海外輸出に適用する取組み」を行いました。

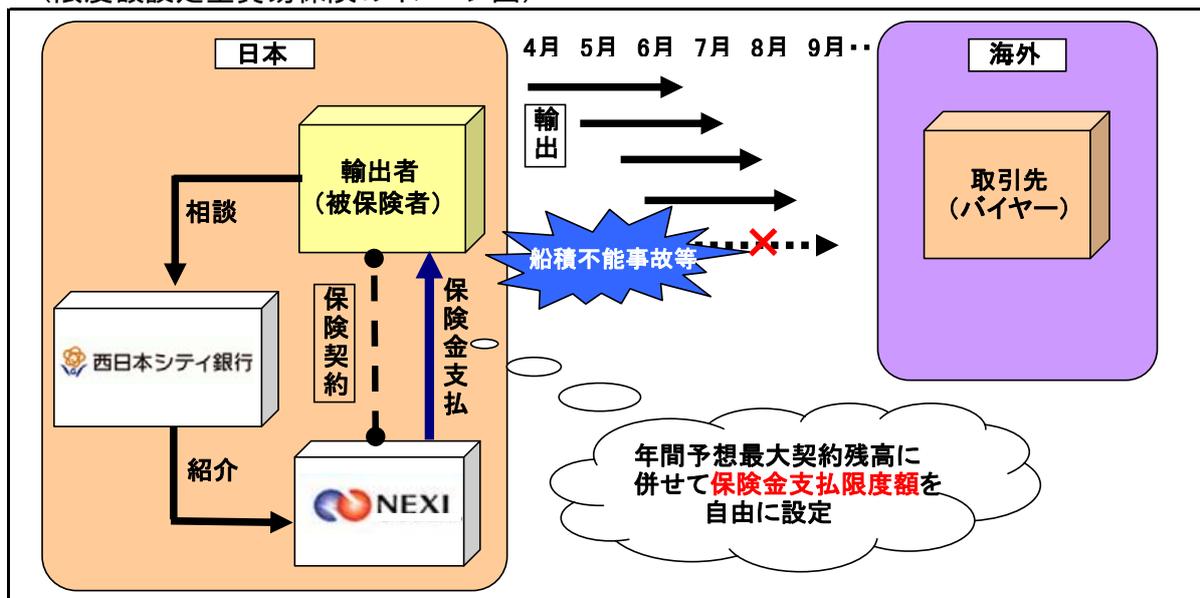
具体的には、香港向けに鶏卵輸出を手がける貿易商社のインペリアルクラウン株式会社様（福岡市、代表取締役 井町 篤哉）に貿易保険を紹介し、「限度額設定型貿易保険」の締結に至ったものです。

今回締結された「限度額設定型貿易保険」の特徴は、特定の取引先（バイヤー）に対して「保険金支払限度額（原則 1 年間有効）」を設定することで、そのバイヤーとの今後 1 年間のすべての輸出取引が自動的に保険の対象となることです。

輸出契約毎に保険契約を締結する必要がない「限度額設定型貿易保険」は、1 年を通じてほぼ毎週出荷が行われ、かつ納期が短い鶏卵輸出取引のように、特定のバイヤーとの反復・継続取引を行う場合に適した貿易保険です。インペリアルクラウン株式会社様には、日本での鳥インフルエンザの発生によって香港で輸入規制が発動され、船積みができなくなる等のリスクに対する有効なヘッジ手段として「限度額設定型貿易保険」が機能することをご評価いただき、採用に至りました。

当行は、今後も引き続き地元企業の海外ビジネス支援を積極的にサポートしてまいります。

（限度額設定型貿易保険のイメージ図）



以上

本件に関するお問い合わせ先
 国際部 グローバルビジネス・サポートセンター
 深田・佐野 Tel 092-476-2560